

平成28年度第1回群馬県景観審議会の概要

- 1 開催日時 平成28年9月13日（火）午後1時30分～午後3時10分
- 2 場 所 群馬県庁第1特別会議室（29階）
- 3 出席委員 小林享、友岡邦之、高橋綾、野村城弘、関戸明子、岩崎比奈子、
小林則子
- 4 欠席委員 西村浩
- 5 事務局出席者 （都市計画課）山口課長、林室長、木村係長
大平副主幹、齋藤主任
- 6 議 事
 - （1）群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について
 - （2）屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準（案）について
 - （3）その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

平成28年度第1回群馬県景観審議会 議事概要

(1) 群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について

- 氏名公表制度の導入について、勧告に従わない場合に氏名を含む違反事実を公表できる制度を設けるとあるが、勧告に従わない場合どのくらいの期間で、氏名や違反事実を公表するのか。
 - 具体的な運用はこれから詰めていく部分である。違反の事実が分かった場合、勧告までには口頭注意等の段階を踏む。また、氏名公表に至るまでも意見陳述等の段階を踏むことになる。このように、過程を経て氏名公表となるので、時間的にこのくらいというのを申し上げることができない。相当段階を踏んで、その間に業者に考え直していただくという働きかけを実施することになるので、規定を条例に設けたことですぐに処分をするということではない。

- 屋外広告物の担当者が少ないと聞いている。看板の是正指導を路線ごとに順番に実施していくと、最初に是正指導を受けたところと、ずっと後に是正指導を受けたところとで、タイムラグが生じる。後に是正指導を受けたところはその間広告物を掲示しているので不公平感を感じる。是正指導するなら短時間で一気にやっていただきたい。
 - 現状の体制では路線を決めて順番に実施していくと、タイムラグができ不公平が生じてしまう懸念があることは承知している。具体的な運用はこれから詰めていくことになるが、そもそも処分または氏名公表するケースは、指導に従わない悪質なケースや、また、その看板自体が非常に危険であり、安全性の観点から早急に手を打っていかねばいけないケースなど、誰もが処分されても仕方がないと思うようなケースについて適用させることになると考えている。

- 違反広告物の是正計画はあるか。
 - 非常に多くの違反広告物があるという状況なので、まず手をつけられるところからということで、何年で完成できるというところまでは想定できていない。先行して氏名公表制度を導入している自治体では、一定の抑止効果はあると聞いているので、少しでも前に進めていきたいという思いでこういった制度を設けた。

- 職員だけでやるというのは非常に大変な話である。太田市は、ボランティアを募り、大人数で一斉にやっていると聞いている。ボランティアは違反広告を見つけたら報告をするというところまでで、それを撤去することについてはまた次の段階ということでそれぞれ動いているようである。
 - 群馬県でもボランティア制度はあるが、必ずしもそれが十全に機能していない。その辺は改めて見直しを行いたいと思っている。

- 屋外広告物条例を施行している市町村における問題点や課題等を共有し、それを改善していく時期にきているのではないかと思うがどう考えるか。
 - 屋外広告物条例を制定している9市町村と県で連絡協議会を開催し、共通の課題や、先進的

な取り組み事例の共有を図っている。

- 氏名公表制度について、現在までの条例で欠落した部分を補完したということで、条例を改善していると理解している。景観誘導地域の制度も何年か先に反省点を出して、改善していくという方向性をとってもらえればよいと思う。
- 屋外広告物条例を知っている人が少ないと感じる。条例施行市町村以外の地域ではなおさら知っている人が少ないと思われるので、周知することが必要であると思う。
- 今回、一般道向けの看板に対して大きさの規制が導入されるが、色彩の規制は導入されないこととなっている。看板を小さく規制することで派手な看板が増える懸念があるのではないか。
 - 景観全体で考えると、看板より建築物の屋根や壁の色彩の方が目立っている。そうした中で、一般道に向けて建てる看板だけ色彩の規制をすることは現実的でない判断している。屋外広告物でも、突出して目立つ色彩の蛍光色は現条例で規制されているので、色彩規制を新たに設けなくても生活空間に溶け込むものと考えている。
- 景観誘導地域の規制に関して、前回の審議会より緩和されているが、現実的な路線になったのだと理解できた。しかし、規制はやや高い理想を掲げて、そこに導いていくという姿勢でもよいのではと思う。
- 集合看板化の取り組みについては、観光地に来たという意識を高めるために、色彩規制を導入してほしいと思う。
 - 色彩規制に関して検討していきたい。
- 地域の景観に対する理解向上のために、啓発・啓蒙活動が必要ではないか。
 - 地域の景観に対する意識の向上のためには、市町村が景観計画を策定することが重要であると考えている。市町村への支援の中で、地域の景観への関心を高める事業として、景観講演会を毎年実施している。
- 今後、供用区間と未供用区間との規制のギャップをどのようにしていくかということが大きな課題と思う。公共団体などの掲出看板などのデザインに関して、指導や調整を検討していただきたい。
 - 御指摘を踏まえ、検討していく。
- 集合看板について、地元の企業などが建てたいという時に、県がデザインや色彩の指導をするということか。
 - 参考として、伊豆の国市で策定している集合看板の基準をお示ししたい。デザインの共通化ということで、高さを4m以下とし、色彩は地の色はダークブラウンで文字は白としている。

これはひとつの参考になると考えている。

○ デザイン基準は県で考えるのか。

→ 県、関係市町村あるいはデザインの専門家の方も加え、御意見をいただきながら検討していくことを考えている。

○ デザインは、公共団体が決めた事例であまりうまくいかなかった事例もある。デザインコンペなどで専門家にデザインしてもらうのも一つのやり方であるとする。

○ 一般道向けに掲示できる簡易的な看板とは何か。

→ はり紙、はり札、電柱看板等、面積が小さく上信自動車道からの眺望に影響しないようなものは、新たに規制は設けていないので、現状の第一種許可基準の規制の範囲で掲示することができる。

○ イベントの際などのアートの表現に対して、景観は乱れるかもしれないが、一時的な表現として必要性があった場合の許可をするということも検討してもらいたい。

→ 作品は看板ということではなくて、むしろ工作物であると考えられることから、規制対象にはならないと思われる。

(2) 屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準(案)について

○ 処分基準の対象は、屋外広告業の登録業者である。氏名公表制度については、無登録業者や広告主に対して適用させるということか。

→ そのとおりである。広告業者だけでなく、広告主が是正に従わないケースもあり得るため、広告主も対象としている。